

お客さま各位

山形第一信用組合

改元および10連休に関する各種対応について

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

2019年5月1日の改元、同日を祝日とし4月27日（土）から5月6日（月、祝日）までが10連休となることに伴いまして、当組合の各種対応についてご案内いたします。

お客様にご不便をおかけすることがないように準備を進めておりますが、一部やむをえずお客さまにお手数をおかけする場合がございますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新元号への変更について

- (1) お客さまにご記入いただく帳票類、手形・小切手、その他の通知物について、新元号への切替えには一定のお時間をいただきます。

一部、改元後も「平成」表記のものを使用させていただきますのでご了承ください。

- (2) お客さまがお持ちの「平成」表記の帳票類も引き続きご利用いただけます。

当組合にて新元号に読み替えてお手続きを進めさせていただきますので、そのままご利用ください。

なお、新元号に訂正していただいても問題はありません。その場合は、二重線を引いていただき、新元号をご記入ください。

2. 10連休に関わるご留意事項

- (1) 10連休前後の窓口営業について

店頭が混雑し、通常よりもお取引完了までにお時間を頂戴することが予想されます。あらかじめ予定されているお手続き等につきましては、連休前のお早めの対応をお願い申し上げます。

- (2) 10連休前後を指定日とする振込について

10連休前後を指定日とした振込は、取扱件数の増加により着金および引落としが遅れる場合がありますので、ご了承ください。

- (3) お客さまあて各種通知物について

毎月月初めにお送りしているお客さまあての通知物（残高証明書・照合表等）は、10連休明けの送付となりますのであらかじめご了承ください。

また、10連休前にお手続きされたキャッシュカード等の発行についても発送までの日数が通常よりも多くかかりますのでご了承ください。

3. 金融犯罪にご注意ください

- (1) キャッシュカード詐欺について

金融機関職員や全国銀行協会職員を装い、改元を名目にキャッシュカードをだまし取ろうとする詐欺が確認されています。

当組合職員や全国銀行協会職員がキャッシュカードを預かることや暗証番号を聞きだすことは絶対にありませんのでご注意ください。

1. 改元対応に関わるQ&A

Q. 1 「平成」が記載されている帳票・書式類はそのまま使用できますか？

改元後も「平成」表記の帳票類はそのままご使用いただくことができます。そのままご使用いただく際には、平成「31」年と表記ください。

新元号に訂正する場合は、下記の通り「平成」に二重線を引き、新元号「令和」をご記入ください。この場合訂正印は不要です。

【例】 そのままご使用いただく場合： 平成 31 年 5 月 7 日

新元号へ訂正する場合： 令和
~~平成~~ 1 年 5 月 7 日
※「1年」、「元年」どちらでも可

Q. 2 「平成」が記載されている帳票・書式を新元号に訂正する場合、訂正印は必要ですか？

原則、訂正印は不要ですが、書類によっては取引印(場合により実印)による訂正をお願いすることもございますのでご理解いただきますようお願い申し上げます。

Q. 3 「平成」が記載されている「手形・小切手」についてもそのまま使用できますか？

改元後も振出日・支払期日を問わず「平成」表記の手形・小切手類をそのままご使用いただけます。

ご使用の際は下記の通り「平成」に二重線を引き、新元号「令和」をご記入ください。

訂正印は不要です。詳しくは、別紙をご覧ください。

【例】 2019年5月7日の日付を記入する場合： 令和
~~平成~~ 1 年 5 月 7 日
※「1年」、「元年」どちらでも可

Q. 4. 取引先から訂正のない「平成」表記の手形を受取ったが、振出人の訂正が必要ですか？

元号表記の訂正は不要です。

「平成 31 年 5 月□日」、「平成 1 (元) 年 5 月□日」のどちらの表示でも「令和 1 (元) 年」と読替えて取扱います。

Q. 5. 運転免許証等の官公庁発行の証明書等は、「平成」表記でも有効なのか

ご提出およびご提示していただく、運転免許証等の官公庁発行の証明書等は、「平成」表記の場合も有効な証明書として受け付けます。

平成31年 4月吉日

お客さま各位

山形第一信用組合

改元に向けた手形・小切手の取り扱いについて

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2019年5月1日の新天皇即位にともない、改元の準備が進められておりますが、手形・小切手の改元対応につきまして、下記のとおり取り扱いをご案内いたします。

お客さまにはお手数をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 新元号公表後の旧元号「平成」の使用について

2019年4月1日の新元号公表後も改元までの間は「平成」を表記して手形・小切手を使用してください。

【例】「振出日」が2019年4月30日以前の手形で「支払期日」が2019年5月1日以降の日となる場合、「支払期日」は「平成」を表記してください。

2. 改元後の旧元号「平成」が表記された手形・小切手の使用について

2019年5月1日以降も、振出日・支払期日を問わず「平成」表記の手形・小切手はご使用いただけます。ご使用の際は、「平成」を二重線で新元号「令和」に訂正してください。

なお、訂正印の押印は原則不要です。

また、新元号の表示方法は「令和 元年×月×日」、「令和 1年×月×日」のいずれでも差し支えありません。

【例】2019年5月7日を記入する場合

令和

~~平成~~1年5月7日

3. 新元号の手形・小切手の発行時期

新元号表記の手形・小切手帳の作成に相応の時間を要するため、2019年5月以降当面の間、「平成」表記の手形・小切手用紙発行に際し、当組合にて訂正、新元号「令和」をゴム印にて押印のうえ発行いたします。

大変申し訳ありませんが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上